

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会

議 事 録

日 時 令和4年8月2日（火）
午後1時30分～3時15分

場 所 埼玉佛会館 2階 西会議室

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会議事録

1 日 時 令和4年8月2日（火） 午後1時30分～3時15分

2 場 所 埼佛会館 2階 西会議室

3 出席委員 岩永貴浩、白根大輔、高橋登美雄、菜畠順子、野村久美、
松田万知子、宮崎雅人、吉田裕美子
(敬称略、五十音順)

4 議 題 公衆浴場入浴料金統制額の改定について

5 開 会

事務局手塚生活衛生副課長が開会を宣言し、保健医療部 野澤食品衛生安
全局長が挨拶を行った。

続いて、手塚生活衛生副課長が各委員を紹介した。

6 定足数の確認

審議会規則第6条第2項により、審議会は委員の過半数の出席がなければ
開くことができないが、委員9名のうち8名の出席があり、手塚生活衛生副
課長が審議会の成立を報告した。

7 会長の選出

審議会規則第5条第1項により会長は委員の互選となっているため、手塚
生活衛生副課長が指名推薦を提案した。

菜畠委員から、「従前から学識経験者が会長に就任していたことから、今
回も地元埼玉大学の宮崎委員に会長に就任していただきたい」旨提案があり、

全員一致で宮崎委員が選出された。

また、審議会規則第6条第1項により、会長が議長になることとされているため、宮崎会長が議長に就任し、以後の議事の進行を行った。

8 会議の公開

審議会規則第7条により、会議は原則公開することとされているため、宮崎会長が「公開」としてよいか諮り、各委員の了承を得た。

9 議事録署名人の指名

宮崎会長が、白根委員及び菜畠委員に議事録署名人を依頼し、両委員の了承を得た。

10 諮問

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合から入浴料金改定申請書が提出され、知事から当審議会に対し諮問がなされているため、野澤食品衛生安全局長が諮問書を朗読し、宮崎会長に諮問書を提出した。

11 議事

〈宮崎会長〉（「公衆浴場の入浴料金について」及び「公衆浴場業の現状及び対策」について事務局に説明を求めた。）

〈橋谷田生活衛生課長〉（資料P.3～5に基づき、「公衆浴場の入浴料金について」及び「公衆浴場業の現状及び対策」を説明した。）

〈宮崎会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問がございましたらお願いいたします。

〈高橋委員〉 銭湯の規模は大体同じなのでしょうか。

〈橋谷田生活衛生課長〉 県内には現在36軒の一般公衆浴場、いわゆる銭湯があります。いわゆるスーパー銭湯は含みません。経営母体や施設によって若干の違いはありますが、規模感は大差ないと思われます。経営実態調査の際には、規模感も勘案して対象施設を選択しています。

〈白根委員〉 公衆浴場に対する助成制度について、経営安定化補助金のレジオネラ対策費用は組合から県に要望があったと認識しています。令和2年4月に振興指針が改正され、レジオネラ症対策はもとより、地球環境問題、高騰するエネルギー価格や省エネ問題、アミューズメントや観光などについても振興策に盛り込まれているが、それについて、県はどのように考えているのか教えてください。

〈橋谷田生活衛生課長〉 公衆浴場は自由に価格転嫁ができないのが大きな問題となっています。価格改定については、春先からの動向や組合からの意向により早急に審議会の準備をして今の時期に審議会を開催しました。本日答申いただいても事務手続き等でタイムラグが生じるため、4月から9月分については6月の定例会において補正予算を組ませていただき、議会の承認をいただいて、9月までの上昇分については公費で補填し、各浴場に補助金が行き渡るように並行して進めてまいります。

省エネ機器の導入については、環境部が主体となって別メニューを作っておりますので、事業者宛てに周知はして行く予定であるが、設備補助についてはどうしても持ち出しが出てしま

うので、施設の財政事情によっては初期投資が難しい一面もございます。

アミューズメントについては、一般公衆浴場とその他の公衆浴場を含めれば、そのような考え方もありますが、一般公衆浴場は地域衛生の確保が大きな役割でありますので、入浴料金の制約があるが行政からの助成制度があるという一長一短なところがございます。そのため、一般公衆浴場とアミューズメントはなかなかそぐわない部分もあると思われれます。一方、施設数が年々減少している中で何らかの対策も必要であるため、福祉事業などを取り入れてお子さんに利用していただいて、また家族で行こうということが重要となってくると思っております。いわゆる従来の形に新しい考え方を取り入れていくということについては、組合振興における今後の課題と考えております。

〈白根委員〉 自家風呂が95%を超えているので銭湯の役割はある程度一定のラインは超えています。審議会前に地元の公衆浴場に話を伺いましたが、後継者不足、施設の老朽化等が問題となっており、事業継続が厳しい一方で、アミューズメントを先進的に取り入れた浴場もあり、振興というのはやはり消費者のニーズを掴み、かなり踏み込んでやっていく必要があります。行政や営業指導センターにも振興支援についてはサポートしていただきたいと思いません。

〈橋谷田生活衛生課長〉 やはり消費者のニーズが変わっていく中で、新たな風を捉えていかないと今後も施設が減る一方ですので、例えば浴場でアート

を展示したり、マラソン大会の際に浴場を開放したりと地域公衆衛生の中で新しいニーズを取り入れながら、様々な取り組みを行っている事例がございます。組合と行政で一体となって新しい考え方を取り入れていきたいと思っております。

〈宮崎会長〉（菜島委員に申請書を提出した理由について説明を求めた。）

〈菜島委員〉 一般公衆浴場は行政からの様々な助成策にもかかわらず、施設の老朽化や、経営者の高齢化、後継者不足等により廃業が進み、現在の組合員数は最盛期の約10分の1、33軒となっております。

近年の経営者の高齢化により従業員を雇う必要が生じ、その結果による人件費の増加や、施設の老朽化に伴う修繕費の増加、さらに原油価格の高騰等、経営環境は厳しさを増し、このままでは事業の継続が一層難しくなると考えております。

組合といたしましては、地域住民が健康で衛生的な生活を送るために、一般公衆浴場が果たすべき役割を十分に理解し、利用者の利便性を確保するための施策を講じるとともに、経営の安定のための工夫や努力を重ね、公衆浴場業の活性化に積極的に取り組んでいるところでございます。

こうした状況の中、組合において協議を重ねた結果、この度、2年半ぶりに入浴料金の改定を求めるとの結論に達し、埼玉県知事宛てに入浴料金の改定申請書を提出した次第でございます。

〈宮崎会長〉（続いて、公衆浴場経営実態調査の結果と令和4年度推定収支額

について、事務局に説明を求めた。)

〈橋谷田生活衛生課長〉 (資料 P. 6 ~ 8 に基づき、「公衆浴場経営実態調査の結果」、
「令和 4 年度の収支状況 (推計)」及び「入浴料金改定に係る
試算」を説明した。)

〈宮崎会長〉 ただいまの事務局の説明につきまして、質問があればお願いいた
します。

〈宮崎会長〉 (特に質問がないため、入浴料金統制額の改定についての審議
に移った。)

〈野村委員〉 入浴料金を改定することにより、お風呂がない人にどのような
影響があるかなどの、利用者に対するアンケート調査は実施して
いるのでしょうか。

〈橋谷田生活衛生課長〉 具体的なアンケートは実施しておりませんが、影響については
上げ幅によるかと思われます。上げ幅を決める際には当然利用者
の方への負担を考慮して進めていく必要があると考えております。

〈吉田委員〉 入浴料金を上げるべきだと思いました。一般家庭でも水道料金
や電気料がかなり上がってきておりますし、公衆浴場は更に痛手
であると思うので値上げには賛成でございます。

〈岩永委員〉 保健所業務の経験においても、組合員から経営状況が厳しいこ

とを伺っております。保健医療行政サイドとしましては、このままでは衛生の確保もままならない、例えば清掃回数を減らさざるを得ないですとか、機械等の更新が遅れてしまうですとか、衛生状況の担保ができないのであれば、周辺住民の健康のためにも、価格を上げることもやむを得ないと考えております。

〈白根委員〉 経営が厳しいと組合から要望があったので、寄り添うべきだと思います。料金改定と並行して、下水道料金ですとか電気代や燃料費の補助についても県でしっかり検討していただくようお願いいたします。

〈高橋委員〉 銭湯が減ってきていてさみしい、経営者の方に頑張っていたきたいので値上げには賛成します。

〈橋谷田生活衛生課長〉 利用者の負担増にならないように、十分考慮する必要があると思いますが、一方で今ご説明差し上げたように、厳しい経営状況が続いているのも事実でございますので、ここは引き上げの方向でご審議いただければありがたいと考えております。

〈宮崎会長〉 それでは特に反対意見はないようですので、審議会として、入浴料金は改定する必要があるということよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 (続いて、入浴料金改定に係る試算について、事務局に説明を求

めた。)

〈橋谷田生活衛生課長〉(資料P.9に基づき、「入浴料金改定に係る試算」を説明した。)

〈宮崎会長〉 引き上げ額について、事務局から説明がございました。その金額について、事務局に対してご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

〈高橋委員〉 物価上昇等による経費負担分として31.7円という話があったので、30円が目安になるかと思えます。東京都も480円から500円に値上げしたと聞いております。埼玉県内の市町村別の公衆浴場施設数に関する情報はありますか。

〈橋谷田生活衛生課長〉 63市町村の中で14市町村にしかありませんので、公衆浴場がない市町村の方が多い状況となっております。36軒のうち、さいたま市が10軒、川口市が8軒と県南部が多く、県東部、県西部は2軒と県南部、県中部に多い現状でございます。

(追加資料「市町村別の一般公衆浴場施設数」配布)

〈宮崎会長〉 少なくとも30円をカバーするという意見が出ましたが、委員の方、他にご意見がありましたらお願いいたします。

〈岩永委員〉 原油高については、ウクライナ情勢やアメリカの金融引き締めによる為替差などによる要因が大きいので、時期的に落ち着いていく可能性はあるのですが、82万円の赤字に対して、30円の

値上げで約78万円程度の収益増になりますので、30円の値上げが利用者と経営者の負担のバランスが良いのではないかと考えました。

〈白根委員〉 県南地域に偏っているのであれば、県全体よりは東京都に近い県南地域に寄せた方がよいのではないのでしょうか。東京に近い県南地域の経営が苦しいのであれば、あくまで物価統制額は最高限度額なので、弾力を持たせて40円まで引き上げても許容範囲かと思えます。極力負担が少なくなるように審議していきたいと思えます。

〈宮崎会長〉 40円まで上げてよいとの意見が出ましたが、いかがでしょうか。30～40円で、利用者負担等も考慮して上限額を決めていきたいと思えますが、ご意見がありましたらお願いいたします。

〈岩永委員〉 物価については注視しているところですが、アメリカのインフレは落ち着いてきていること、日本は緩和対策を行うことで為替や原油も今後落ち着いていくのではないのでしょうか。今後変動があれば組合から再度依頼いただいて審議会を開催してもよいと考えます。

〈高橋委員〉 利用者の年齢に関する情報がありますか。公衆浴場を利用するのは年金生活者が多いのでしょうか。若い人も利用するのでしょうか。

〈菜島委員〉 高齢者の男性に多く利用いただいております。開店直後は特に高齢者が多く、遅い時間になるにつれて若い人が増えてきます。女性はコロナ禍で利用が減っています。

〈松田委員〉 半数以上が高齢者でやはり男性が多いです。子供は1日2～3人程度です。利用者あつての経営なので、利用者の立場を第一に考えると、40円の値上げは痛いかなと思います。

〈橋谷田生活衛生課長〉 参考に、直近では令和2年4月に料金改定を行っており、その際には20円値上げしております。

〈吉田委員〉 30円の値上げでよいと思います。

〈野村委員〉 同じく30円の値上げでよいかと思います。

〈岩永委員〉 白根委員はあくまで上限額なのだから40円上げて、経営者の実態に合わせて価格を決めたらどうかというご提案だと思えますが、審議会の答申結果は埼玉県報や報道発表で490円という数字が独り歩きすることが考えられます。浴場によって30円の値上げにしたとしてもオフィシャルになるのが490円なので、報道が与える影響まで思いを馳せると値上げ幅は小さいほうがよいと思います。

〈手塚生活衛生副課長〉 公衆浴場入浴料金の統制額については、当審議会の答申を頂戴し、知事が入浴料金を指定させていただきます。これは、岩永委員がおっしゃったように、あくまで上限額を指定することになりますので、仮に30円の値上げであれば上限額は480円です、40円の値上げであれば上限額は490円です、という告示をします。そうしますと、やはり岩永委員がおっしゃったように数字としては480円、490円というイメージを利用者の方に与えてしまう恐れがございます。

〈宮崎会長〉 他の方のご意見はいかがでしょうか。東京都は入浴料金が500円で設備に関しても様々な補助があるようですが。

〈橋谷田生活衛生課長〉 東京都は銭湯数も多いですし、お風呂に限らず東京都の財政基盤は埼玉県の比ではないという事実はございます。

〈岩永委員〉 先程、高齢者の利用が多いという話がありましたが、高齢者福祉政策の一つとして、入浴助成制度がさいたま市にあります。要は入浴料がいくらでも入浴チケットで入ることができます。高齢者福祉事業については、市町村にも求めていく必要があるかと思えます。

〈白根委員〉 市町村の入浴料助成があるのであれば、40円の値上げでもよいかと思います。

〈菜島委員〉 組合員へのアンケート調査を実施したところ、30円の値上げを希望する意見が過半数を占めました。料金を値上げすることによって利用者の減少を懸念する意見が多いです。

〈高橋委員〉 上限額を490円にして、480円で営業もできるのでは。

〈岩永委員〉 最低賃金がちょうど30円上がったので、30円は受け入れやすい数字なのではないでしょうか。また、入浴者は牛乳やコインランドリー等にもお金を使っており、収支を見ても営業外収入が大きな収入源となっております。客足や客単価を考えると入浴料金は安い方がよいと思います。

例えば、福祉助成の有無で入浴料金を変えると、高い料金で経営しているところのイメージが悪くなってしまいう懸念があります。

〈橋谷田生活衛生課長〉 価格だけで議論するのではなく、組合自ら努力するし、行政も経営の在り方や社会のニーズも含めた発展的な支援をしていく必要があると思います。お金だけで考えると130円が適正価格ですので、値上げ幅については一概には言えませんが、組合さんの実際のアンケートにおいて30円で頑張るというのが過半数の意見なのであれば、行政も支援体制を強化しながら、まずは30円でやってみて、努力の限界が来たら改めてこのような場を設けさせていただくということで、今回は組合さんのアンケート結果を尊重して30円という方向でご検討いただけれ

ばと思いますが、最終的な判断については委員の皆さまにお任せしたいと思います。

〈宮崎会長〉 事務局から組合の意見を尊重してはどうかと発言がありましたが、委員の方はいかがでしょうか。

また、中人、小人料金は据え置きでよろしいでしょうか。

〈岩永委員〉 私自身、銭湯が好きでよく利用しますが、子どもは家に置いてこられないから連れて行くという意味合いが強いので、大人のみ
の改定がよいかと思います。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 それでは、ご意見も出そろいましたので、次のとおり答申としたいと思います。

大人料金が480円、中人料金が180円、小人料金が70円。
こちらで、よろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 それでは、施行時期について、いつ頃になるのか事務局から説明をお願いいたします。

〈橋谷田生活衛生課長〉 施行時期につきましては、告示等の事務手続きもございますので、1か月程度いただきまして、8月23日又は26日に告示を

行い、周知期間を1か月程度見込みますと、令和4年10月1日頃に施行となろうかと存じます。

〈宮崎会長〉 それでは、施行時期は、令和4年10月1日を目途としてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 それでは例年、附帯意見が出ていますが、附帯意見がありましたらお願いいたします。

〈白根委員〉 実際に燃料費や光熱費等が上がっているわけですから、それを抑制できるように補助金をつけてあげるですとか、行政側は県の衛生の確保に必要な設備であることを踏まえ、今後とも経営安定化のための施策の充実に努めることという附帯意見を付けたいと思います。

〈宮崎会長〉 それでは、「公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓などの利用の促進を図り、経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が、保健衛生の確保に欠くことができない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努める」旨、意見として入れてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 (承認)

〈宮崎会長〉 それでは、改めて答申の内容をまとめさせていただきます。

1 公衆浴場入浴料金の統制額

大人 480円

中人 180円（据え置き）

小人 70円（据え置き）

2 施行年月日

令和4年10月1日を予定

3 附帯意見

公衆浴場の経営者は、新規顧客の開拓などの利用の促進を図り、経営の改善に努めること。また、行政は、公衆浴場が保健衛生の確保に欠くことができない施設であることを踏まえ、今後とも、経営安定化に資するため支援策の充実に努めること。

よろしいでしょうか。

〈各委員〉 （承認）

〈宮崎会長〉 答申書の作成及び知事への提出につきましては、私に一任いただきますようお願い申し上げます。

皆様には後日、答申書の写しを事務局から送付させていただきます。

〈各委員〉 （承認）

〈宮崎会長〉 それでは、これもちまして本日の審議を終了いたします。

皆様方には議事進行に御協力いただきありがとうございました。ここで進行を事務局にお返しいたします。

<手塚衛生副課長>（今後の事務手続きについて説明した後、閉会を宣言した。）